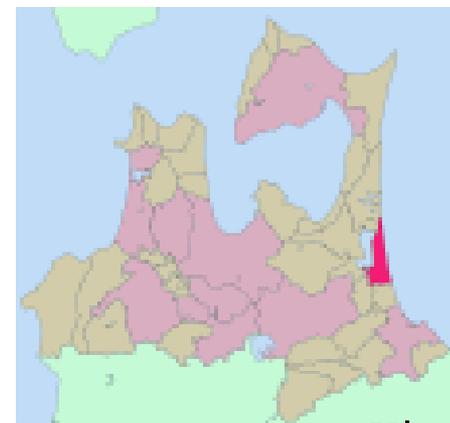


青い海のまち・みさわ

東高判050909
最二判081014

映画の未編集フィルム^①の権利帰属

映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには、著作物と認められるに足りる**映画が完成することが必要**であるから、いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することはなく、未編集の状態であるフィルムについては、著作物と認めるに足りる映画はいまだ存在しない。撮影収録された映像が、それ自体で創作性、著作物性を備えたものというべき場合、当該フィルムに撮影収録された映像著作物の著作権は、監督としてその撮影にかかわった**著作者に帰属**する。



wiki